

京都市西京区市民憲章推進者表彰審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条及び京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第一条の規定に基づき、西京区市民憲章推進者表彰審査会（以下「審査会」という。）において、市長表彰者の選考及び区長表彰者の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び委員の設置)

第2条 審査会に会長（1名）を置き、委員（若干名）をもって組織する。

- 2 委員は西京区民のうち、西京区長（以下、「区長」とする。）が委嘱する。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第3条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、区長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、西京区役所において行う。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。